

川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項

1 事業の目的

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和7年度の同事業の実施に際して、実施事業者の選定等について必要な事項を定めるものです。

2 募集事業者（事業主体）

令和7年10月に本事業を開始する事業者で、川崎市内において、次に掲げる施設を1年以上（令和7年10月1日時点）運営している法人、任意団体、又は個人を対象とします。

- (1) 認可保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- (5) 地域子育て支援拠点
- (6) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- (7) その他市長が適当と認める施設

3 事業内容

- (1) 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児

- (2) 実施場所

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等

- (3) 利用方法

こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

4 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

(1) 一般型（在園児合同）

保育所等の定員と関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

(2) 一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

(3) 余裕活用型

保育所等の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入を行います。

※ ただし、余裕活用型は「2 募集事業者」のうち(1)(3)(4)に掲げる施設のみ実施可能。

5 実施方法ごとの施設基準・職員配置について

実施方法	施設基準	職員配置
一般型 (在園児合同及び 専用室独立実施)	・ 0 歳児・ 1 歳児 乳児室又はほふく室： 3. 3 m²/人 ・ 2 歳児 保育室又は遊戯室： 1. 9 8 m²/人 その他、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 2 2 条を参照。	配置基準 0 歳児 3 人につき 1 人 1・2 歳児 6 人につき 1 人 上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を 1 / 2 以上とすること。当該保育従事者の数は 2 名を下回ることとはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができること。※1
余裕活用型	施設類型ごとに定める基準条例による。	施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数

※ 1 職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。

また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

6 補助金の主な内容

補助項目	補助要件	補助基準額
児童受入分※2	対象となるこどもを受け入れた場合 (こどもの年齢に応じた単価については、 年度当初の年齢に応じた単価) ※2	対象児童 一人 1 時間につき 0 歳児： 1, 3 0 0 円 1 歳児： 1, 1 0 0 円 2 歳児： 9 0 0 円

障害児加算	障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に児童受入分に加算	対象児童 一人1時間につき 400円
要支援家庭のこども加算	要支援家庭を受け入れた場合に加算	対象児童 一人1時間につき 400円
利用料減免	利用者負担を減免した場合	対象児童 一人1時間につき 300円（上限）
賃借料補助	令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る ^{※3}	1施設 年額（上限額） 3,066,000円

※2 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、単価、加算及び利用料減免分の補助項目の補助基準額について、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出します。

※3賃借料補助については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、年額3,066,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を上限とし補助を行います。

利用料減免^{※4}

対象者区分	減免額
本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	こども1人1時間につき 300円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村税を課されていない者	こども1人1時間につき 240円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合	こども1人1時間につき 210円
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がそのこども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合	こども1人1時間につき 150円

※4 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、30分に係る部分の減免額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出します。

7 利用料金

- （1）利用料金は一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。
- （2）生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行う予定です。

- (3) 利用料金に加え、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、実施事業者が定めた金額を施設で徴収します。

8 実施期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

9 必要書類

- (1) 事業申込書（募集様式1）
- (2) 事業計画書（募集様式2）
- (3) 事業収支予算書（募集様式3）
- (4) 各室名称面積表（募集様式4）
- (5) 過去3か年の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書^{※5}

^{※5} 貸借対照表、収支計算書又は損益計算書等については、社会福祉法人、学校法人を除き提出が必要です。

※(1)～(5)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

※認可の審査について、国の通知では直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を営営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないことを要件としています。

10 申請方法

書類を直接提出、又は以下のURLから電子申請により御提出ください。
電子申請でのお申込みであっても、必要に応じて、お越しいただいて確認させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

<URL>

<https://lgpos.task.asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c12220fd-1d06-409e-909d-47106449546f/start>

11 スケジュール

募集開始・質問開始	令和7年7月8日（火）
質問締切	令和7年7月14日（月）
質問回答	令和7年7月18日（金）※予定
募集締切	令和7年7月29日（火）
実施事業者決定・認可手続き	令和7年9月
事業開始	令和7年10月1日（水）
補助交付決定	令和8年1月以降（四半期ごとの実績払）

※認可手続きに要する書類及び提出期日は別途お知らせします。

12 質問の受付

以下の質問受付用フォームに質問内容を御入力ください。

<URL>

<https://logoform.jp/form/FUQz/1115589>

受付期間：令和7年7月8日（火）から7月14日（月）まで

※回答内容は本市ホームページに掲載します。

13 実施事業者の選定方法・結果

本市に審査委員会を設置し、提出いただいた事業申込書や事業計画書等を基に、書面による審査を行います。

選定にあたっては、別紙「審査基準」による審査を行うほか、地域や施設類型のバランス等を踏まえ総合的に審査を行い、令和7年度予算の範囲内において、実施事業者を選定いたします。

また、実施の可否については、追って文書等により通知します。

14 審査基準

別紙のとおり。

15 その他留意事項

- (1) 本事業は、予算の範囲内において補助金の交付対象となります。
- (2) 川崎市児童福祉審議会において調査審議した上で認可します。本事業の実施事業者を選定された場合であっても、認可を確約するものではありません。
- (3) 申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とします。
- (4) 審査委員会に関する質問には一切回答しないものとします。
- (5) 選定後に、必要に応じて川崎市と協議を行い、事業計画書の内容を調整する場合があります。
- (6) 事業計画書については、実施事業者が責任をもって履行できる内容としてください。
- (7) 本事業の業務の全部を第3者に委託することは禁止します。
- (8) 本事業は、実施事業者から実績報告書の提出やアンケート調査・ヒアリング調査への御協力を依頼する予定です。
- (9) その他、本募集要項に定めのない事項については、川崎市において定めます。

16 お問い合わせ・申込先

(認可保育所)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

e-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp

(地域型保育事業、認可外保育施設)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

電話 044-200-3128 FAX 044-200-1519

e-mail 45hoiku2@city.kawasaki.jp

(幼稚園・認定こども園)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話 044-200-3179 FAX 044-200-3533

e-mail 45youji@city.kawasaki.jp

(地域子育て支援拠点)

川崎市こども未来局保育・子育て推進部

電話 044-200-3414 FAX 044-200-1517

e-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階